

2021年12月1日

お客さま各位

大山日ノ丸証券株式会社

NISA口座の「みなし廃止」について

令和3年度税制改正により、第1期（2014年～2017年）のNISA口座を開設されたお客さまのうち、第2期（2018年～）のNISA口座を開設されていないお客さまにおかれましては、「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなし、2022年1月1日をもってNISA口座を廃止（以降「みなし廃止」といいます。）することとなりました。

なお、「みなし廃止」の対象となるお客さまで、引き続き当社にてNISA口座の利用を希望される場合は、改めてNISA口座開設のお申し込みが必要となります。

詳しくは、お取引店へお問い合わせください。

今後とも、ご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

【みなし廃止の対象となるお客さま】

第1期（2014年～2017年）にNISA口座を開設され、その後、第2期（2018年～）のNISA口座を開設されていないお客さま

※今回の「みなし廃止」は、利用することができなくなったNISA口座を廃止するものであり、お客さまにご対応いただくお手続きや、お取引にご不便をお掛けするものではありません。

※2017年までに当社にマイナンバーをご提出いただいたお客さまについては、第2期NISA口座（2018年～）が自動的に開設されており、今回の「みなし廃止」は対象外となります。